資 金 の 種 類 貸 付 金 利 (年 利 %) 償還期限(うち据置)年以内

資金の内容・使途

⑥ 農業基盤整備資金 (農業農村整備)

〔貸付利率〕

補助(道営等)0.85

・ 〃 (団体営)

0.70

• 非補助

0.70

・災害復旧 0.30~0.70 (令和5年7月20日現在)

〔償還期限〕 25(10)

生産基盤を整備して農業生産力の増大及び生産性の向上を図るために必要な次の資金

1 農地、牧野の新設、改良、造成

資 金 使 途	事 業 内 容		
	頭首工、ため池、農業用排水施設、水路、温水施設等		
かんがい排水	(併せ行う安全施設等の設置を含む。) の新設・改良		
	しゅんせつ船等の取得		
畑地かんがい	畑地かんがい施設(スプリンクラーの立ち上がり・ヘ		
ДШ ЛЕ Л 10 Л V V .	ッドを含む)の新設・改良		
ほ場整備	区画整理、かんがい排水施設、客土、暗渠排水、農道		
は場盤畑	等の工種を総合的に実施する事業		
中 油 計 小	完全暗渠(土管の埋設)、簡易暗渠(朶木、竹、木材、		
暗渠排水	石れきの埋設)、弾丸暗渠等の新設		
客 土	搬入客土、流水客土、ポンプ客土		
農道	農道、農道橋の新設・改良		
索道	空中ケーブル、軌条(モノラック)の新設・改良		
畦 畔 整 備	コンクリート、ブロック、石積畦畔		
石れき除去	耕作の支障となる石れき除去		
農地造成	畑(普通畑、樹園地〔地目変換の事業を含む。〕)、		
	田の造成		
農地保全	シラス等特殊土壌対策、急傾斜地帯対策、水質障害対		
辰 地 床 土	策等		
防災	老朽ため池整備、地盤沈下対策、たん水防除等		
 維持管理	土地改良施設の補修、更新、しゅんせつ等(維持管理		
WE 1/1 日 左	に必要な建物・施設・機械の取得を含む)		
	補助事業として実施する農業集落道、農業集落排水施		
農村環境基盤施設	設、営農飲雑用水施設、集落防災安全施設の新設・改		
	良		
集落環境基盤施設	補助事業として実施する連絡道の新設・改良		
	土地改良事業関係補助金交付要綱、農山漁村地域整備		
	交付金実施要綱に基づくもの並びに以上の各事業と一		
飲雑用水施設	体の計画の下に行う末端支派線の工事に係るもの		
以 椎 川 小 旭 臤			
牧野の造成・改良	草地の造成、改良等の事業で障害除去、起土整地、土		
・保全	壌改良資材の投入、用排水施設の整備等		
牧野の保全・利用	牧道、隔障物、電気導入施設、家畜保護飼養施設(畜		
上必要な施設	舎、看視舎)、飼料貯蔵施設(サイロ、乾草舎)、草		
12心女は肥以	地管理利用機械施設等の新設・取得・改良		

[※] 調査設計費も融資対象となる。

2 災害復旧

農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の災害復旧

⑦ 担い手育成農地集積資金

〔貸付利率〕 無利子

〔償還期限〕 25(10)

農業基盤整備資金の資金使途と同じ(災害復旧は除く) ただし、経営体育成促進事業として採択されたものが対象

貸 付 限 度 額

貸付対象者

貸付けを受けるものが当該年度に負担する額

ただし、市町村又はその一部事務組合が貸付対象牧野を管理経営する場合は、地方債の同意額又は許可額(同意予定額又は許可予定額を含む。)の範囲内

非補助事業の区分

事業種類	<u>利</u> 子 選 定 事 業	軽 減 認定事業	一般非補助
かんがい排水	受益面積20ha未満	20ha以上の国道営直接関連	20ha以上の国道営 非関連
畑地かんがい	団体営畑かん関連及びそれ以 外の地域で受益面積20ha未満	20ha以上の国道営直接関連	20ha以上の国道営 非関連
ほ場整備	受益面積20ha未満	20ha以上の国道営直接関連	20ha以上の国道営 非関連
暗 渠 排 水	受益面積20ha未満	20ha以上の国道営直接関連	20ha以上の国道営 非関連
客 土	受益面積20ha未満	20ha以上。ただし、離島、補助 事業の分割採択残を除く。	20ha以上の左記 ただし書該当
農道	受益面積20ha未満又は延長 1,000m未満(平均傾斜度15度 以上は14ha未満又は500m未満)	20ha以上かつ1,000m以上 (平均斜度15度以上は14ha以上 かつ500m以上) ただし、平均斜度30度以上、 離島、補助事業の分割採択残を 除く。	左記ただし書該当
索道(軌道等運搬 施設を含む。)	受益面積20ha未満又は延長 500m未満	_	20ha以上かつ 500m以上
農地造成	受益面積10ha未満(優良牧草 導入は面積制限なし)	_	10ha以上
維持管理	土地改良施設の維持管理	市街化区域内の軽微な改修等の維持管理	_
防災・農地保全	面積制限なし	_	_
農業集落排水	国の補助事業を補完し、かつ、 当該事業と一体として事業効 果が確保されると認められる ものであって、補助事業によ って造成された施設に直接接 続する施設に係る事業	国の補助事業を補完し、かつ、 当該事業と一体としての事業効 果が確保されると認められるも の。ただし、選定事業に該当す るものを除く。	-
埋立、干拓、干拓 関連、床締、心土 耕、石れき除去、 酸性きょう正、飲 雑用水、畦畔整備	-	_	面積制限なし
牧野の改良・造成	受益面積10ha (開拓附帯地、 河川敷 5 ha) 未満	_	10ha (5ha) 以上
牧野利用施設整備	牧野の改良・造成と併せて行 う隔障物、牧舎等	_	隔障物、牧舎等の 単独実施の場合

- | 日棚厚物、秋百寺 | 日棚実施の場合 | 1 選定事業とは、都道府県知事の選定を、認定事業とは農林水産省農村振興局長又は生産局長の認定を要するものをいう。
 - 2 石れき除去、飲雑用水施設 (特定の補助事業に関連する末端支派線分)、調査設計等は一般非補助のみの対象となる。

- 土地改良区・土改区連合
- ○農協・農協連
- 農業を営む者
- 貸付対象牧野を管理運営する市町村又はその一部事務組合
- 5割法人・団体 ※農業集落排水施設等 の農村環境基盤施設 及び連絡道(集落環 境基盤施設)を対象 とする場合に限る。
- 農業振興法人

次のいずれか低い額

- ① 当該年度の貸付対象事業費の10%に相当する額
- ② 当該年度に負担する額の6分の5に相当する額

本資金で不足する農家負担金については、農業基盤整備資金を全額借り入れることができる。

- 〇 土地改良区
- 農協・農協連
- ○農業を営む者